

# 令和7年度島根県給与支給明細書広告募集要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、島根県広告事業実施要綱第5条の規定に基づき、島根県職員に支給する例月の給与、期末手当及び勤勉手当に係る紙媒体の「給与支給明細書」及び電子計算組織を使用し配布する電子媒体の「給与支給明細書」に掲載する広告（以下「給与支給明細書広告」という。）に関し、必要な事項を定めます。

## (公募)

第2条 給与支給明細書広告掲載をする者（以下「広告主」という。）の募集は、公募により行います。

2 公募は、要項等を「入札情報ページ（島根県ホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp>）ではじまるもの）上に作成した入札情報のページ」に掲載することによって行います。

## (申込み)

第3条 給与支給明細書広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式1）に給与支給明細書広告の素案を添付して総務部総務事務センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければなりません。

## (広告主の選定)

第4条 広告主は、広告掲載料が予定価格を超え、かつ最も高い者とします。この場合に、2者以上の申込者の当該広告掲載料が同額の場合は、後日、県が指定する日時に当該申込者にくじを引かせ、広告主を選定します。

2 前項のくじに出席しない申込者又はくじを引かない申込者があるときは、これに代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせ、広告主を選定します。

3 広告主の選定は、センター長が行います。

## (契約及び広告掲載料の納入等)

第5条 センター長は、広告主を選定したときは、広告主に通知（様式2-1）するとともに、速やかに当該広告主と給与支給明細書広告掲載に関する契約を契約書（別記1）により締結します。

2 センター長は、広告主とされなかった申込者に通知（様式2-2）します。

3 センター長は、契約締結及び広告主から提出された広告原稿の加筆修正等の調整後、広告主に広告掲載料の納入通知書を送付します。広告主は、センター長が指定する納入期限までに広告掲載料を納入しなければなりません。

## (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

## 附 則

この要項は、令和7年1月17日から施行する。